

「航空整備士実地試験要領」一部改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
国空乗 第 8 0 号 平成 1 8 年 5 月 3 1 日 (制定) 国空安政第〇〇〇号 令和〇年〇月〇日 (最終改正) 航空整備士実地試験要領 第 1 部 総 則 (略) 第 2 部 実地試験通則 (略) 第 3 部 実地試験実施要領 第 1 章 実地試験の種類 (略) 第 2 章 実地試験の科目 (略) 第 3 章 実地試験の方法 1. ～ 4. (略) 5. 既得資格と試験内容が同一となる以下の部分については省略することができる。 <u>(1)</u> 発動機が同型式の場合、発動機に関する「知見及び技術」、「点検作業」 <u>(2)</u> 客室等のシステムが同一の場合、客室等のシステムに関する「知見	国空乗 第 8 0 号 平成 1 8 年 5 月 3 1 日 (制定) 国空安政第 4 8 0 号 令和 8 年 6 月 4 日 (最終改正) 航空整備士実地試験要領 第 1 部 総 則 (略) 第 2 部 実地試験通則 (略) 第 3 部 実地試験実施要領 第 1 章 実地試験の種類 (略) 第 2 章 実地試験の科目 (略) 第 3 章 実地試験の方法 1. ～ 4. (略) 5. 既得資格と試験内容が同一となる以下の部分については省略することができる。 <u>①</u> 発動機が同型式の場合、発動機に関する「知見及び技術」、「点検作業」 <u>②</u> 客室等のシステムが同一の場合、客室等のシステムに関する「知見及

「航空整備士実地試験要領」一部改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
及び技術」、「点検作業」 <u>(3)</u> 航空運航整備士の技能証明を有する者が、既得資格と同じ航空機の種類及び等級の航空整備士の実地試験を受験する場合、航空運航整備士の実地試験で実施した要目（システムの概要など、航空整備士に必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために必要なものを除く。） 6. ～7. （略） 8. 外国政府が発行した航空整備士ライセンスを日本の技能証明書に切り替える場合に実施する実地試験の科目については以下のとおりとする。 <u>(1)</u> 米国政府が発行した航空整備士ライセンス(A&P)の場合は、「法規関連」及び実機に関する科目については、第2章4と同じとする。 <u>(2) 欧州航空安全庁（EASA）</u>加盟国が発行した航空整備士ライセンス（Category B1<u>ライセンス</u>）の場合 <u>①</u> Category B1<u>ライセンス</u>で限定される型式と受験機が同型式であれば、「法規関連」及び実機に関する科目については、主要システム（電気系統、油圧系統、空気圧系統、プロペラ、発動機、故障診断機能）及びアビオニクス・システム（通信系統、自動操縦装置系統、計器系統、航法系統）を中心に簡便に確認を行うこととする。 <u>② ①に加えて、一等又は二等航空整備士を受験する者であって、欧州航空安全庁（EASA）の認定を受けた整備事業場において、高出力を</u>	び技術」、「点検作業」 <u>③</u> 航空運航整備士の技能証明を有する者が、既得資格と同じ航空機の種類及び等級の航空整備士の実地試験を受験する場合、航空運航整備士の実地試験で実施した要目（システムの概要など、航空整備士に必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために必要なものを除く。） 6. ～7. （略） 8. 外国政府が発行した航空整備士ライセンスを日本の技能証明書に切り替える場合に実施する実地試験の科目については以下のとおりとする。 <u>①</u> 米国政府が発行した航空整備士ライセンス(A&P)の場合は、「法規関連」及び実機に関する科目については、第2章4と同じとする。 <u>② 欧州航空安全機関</u>加盟国が発行した航空整備士ライセンス（Category B1 <u>(追加)</u>）の場合 <u>(a)</u> Category B1 <u>(追加)</u>で限定される型式と受験機が同型式であれば、「法規関連」及び実機に関する科目については、主要システム（電気系統、油圧系統、空気圧系統、プロペラ、発動機、故障診断機能）及びアビオニクス・システム（通信系統、自動操縦装置系統、計器系統、航法系統）を中心に簡便に確認を行うこととする。 <u>(新設)</u>

「航空整備士実地試験要領」一部改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>伴う発動機試運転の実施が認められている者については、その旨を証明する書類を実地試験受験申込時に試験官に提出し、当該書類の内容が適切と認められたときは、「動力装置の操作」科目のうち、各別表に定める実施要目「１．発動機の地上における運転試験」及び「２．諸系統の機能試験及び作動試験」を省略することができる。なお、「３．故障の発生に対応する操作及び整備方法」については、実機又は模擬飛行装置等を用いて試験するものとする。</u> <u>また、発動機試運転の実施は認められているものの、高出力を伴う発動機試運転の実施が認められていない者についても、その旨を証明する書類を実地試験受験申込時に試験官に提出し、当該書類の内容が適切と認められたときは、「動力装置の操作」科目において、各別表に定める実施要目「１．発動機の地上における運転試験」及び「２．諸系統の機能試験及び作動試験」のうち、次に掲げる判定要点を省略することができる。</u> <u>(a)「１．発動機の地上における運転試験」：始動操作、停止操作、記録の判定</u> <u>(b)「２．諸系統の機能試験及び作動試験」：諸系統の知識</u> <u>③ Category B1ライセンスで限定される型式と受験機の型式が異なる場合でも、二等航空整備士、一等又は二等航空運航整備士に係る技能証明実地試験であって受験する航空機の種類及び等級がCategory B1ライセンスにおいて限定される型式と同一の場合は、①と同様に</u>	

「航空整備士実地試験要領」一部改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>取り扱うものとする。ただし、技能証明において型式限定がなされる航空機に係る実地試験については、この限りでない。</u> ④ Category B1 <u>ライセンス</u> で限定される型式と受験機の型式が異なり、かつ、受験する航空機の種類又は等級も異なる場合は、<u>(1)</u>と同様の<u>方法により確認を行うもの</u>とする。 第4章 実地試験を実施するために準備すべきもの 1. (略) 2. 基本技術に関する試験においては、以下に定める機材等を提示させるものとする。 (1)「基本技術Ⅱ」にあつては、受験生が製作あるいは修理した次の製品 ① アルミ合金板の想定クラックに対しパッチ当てしたもの ② 以下の製品のうち少なくとも1つ <u>(a)</u> アルミ合金板を2方向以上の曲げ加工をし、片面を塗装したもの <u>(b)</u> ハニカムパネルまたはFRPを修理したもの <u>(c)</u> タップ又はダイスを用いて軟鋼材にネジ立てすると共にネジ立てしてない一部分を平面にヤスリ仕上げしたもの <u>(d)</u> 羽布、木製小骨及び合板を修理したもの 3. ～4. (略) 第5章 判定基準 (略)	<u>(b)</u> Category B1 で限定される型式 <u>(追加)</u> と異なる場合は、<u>①</u>と同様 <u>(追加)</u> とする。 第4章 実地試験を実施するために準備すべきもの 1. (略) 2. 基本技術に関する試験においては、以下に定める機材等を提示させるものとする。 (1)「基本技術Ⅱ」にあつては、受験生が製作あるいは修理した次の製品 ① アルミ合金板の想定クラックに対しパッチ当てしたもの ② 以下の製品のうち少なくとも1つ <u>A</u> アルミ合金板を2方向以上の曲げ加工をし、片面を塗装したもの <u>B</u> ハニカムパネルまたはFRPを修理したもの <u>C</u> タップ又はダイスを用いて軟鋼材にネジ立てすると共にネジ立てしてない一部分を平面にヤスリ仕上げしたもの <u>D</u> 羽布、木製小骨及び合板を修理したもの 3. ～4. (略) 第5章 判定基準 (略)

「航空整備士実地試験要領」一部改正案 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第6章 その他 (略)	第6章 その他 (略)
第7章 様 式 (略)	第7章 様 式 (略)
別表1～19 (略)	別表1～19 (略)

附則（令和8年 月 日 国空安政第〇〇号 ）

本通達は、令和8年*月*日から適用する。